

令和4年3月9日

胎内市スポーツ少年団  
代表指導者 各位

胎内市スポーツ少年団  
本部長 阿部 文明

## スポーツ少年団活動について

日頃より、スポーツ少年団事業につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新潟県による「まん延防止等重点措置」が3月6日を以って終了し少年団活動が再開となりました。しかしながら今後も引き続き感染拡大防止対策は必要なことから春休みが終了する4月6日までは、下記の通り適切な対応をお願いいたします。

なお、今後の状況によっては内容を変更する場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

胎内市スポーツ少年団の活動は、胎内市内の中学校部活動の対応に準じております。

※詳細は別紙の通り

(「部活動実施上の留意事項について」令和4年3月4日付け新潟県保健体育課発出)

活動制限について主な内容は次の通りです。

- 活動は通常の活動場所を基本とする。
- 活動は週当たり2日以上 of 休養日を設けること。
- 1日の活動時間は長くても平日2時間程度、土曜日・日曜日は3時間程度とする。  
活動時間中に原則昼食は挟まないよう活動時間を考慮する。
- 大会参加については、全国大会やブロック大会等及びその予選会に限る。  
まん延防止等重点措置適用都道府県との往来の際、前後にPCR検査等を実施すること。
- 市外のチームとの交流は大会参加以外は行わないこと。

～ 指導者へのお願い ～

活動に際しては、通常の範囲を超えた活動は実施しないようお願いいたします。

個人名で施設を予約しスポーツ少年団のような活動をするなど、周囲からの誤解を招くような活動はおやめ下さい。

最後に、社会のルールを守り良識ある人に育てるのも指導者の役目です。指導者、保護者、団員としっかりとコミュニケーションを図り、団員の安全を第一に基本的な感染症対策をしたうえで活動していただくようお願いいたします。

NPO法人スポーツクラブたいない  
胎内市スポーツ少年団 事務局  
〒959-2600  
新潟県胎内市清水9番地7 総合体育館内  
Tel : 0254-43-0003 fax : 0254-43-0004  
e-mail : [tainai-bg@pop.shibata.ne.jp](mailto:tainai-bg@pop.shibata.ne.jp)